

平成25年7月9日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第236号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年5月21日

判

決

宮崎県都城市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

宮 田 尚 典

同

橋 潤

同

速 水 渉

同訴訟復代理人弁護士

反 方 悠 輔

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

被 告

C F J 合 同 会 社

同 代 表 者 代 表 社 員

C F J ホールディングス株式会社

同 職 務 執 行 者

浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人

横 田 佳 泰

同

植 田 將 美

主 文

1 被告は、原告に対し、327万0620円及びうち326万1710円に
対する平成24年12月26日から支払済みまで年5分の割合による金員
を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者らとの間で継続的に行っていいた金銭の借入れ及び返済等の取引について、約定利率を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると過払金が発生していると主張して、上記貸金業者らの権利義務を承継した被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条による利息の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実

(1)ア 訴外ディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。），同株式会社ユニマットライフ（なお、同社は、合併等により、貸金業を営んでいた株式会社パルレディス、株式会社サミックス、ユナイテッドスタイル株式会社、株式会社ユニマットの権利義務を承継した。以下、これらの会社を区別せずに、「ユニマット」という。），同アイク株式会社（以下「アイク」という。）は、いずれも、貸金業法所定の登録を受けて貸金業を営む者であった（弁論の全趣旨）。

イ 平成15年1月1日、ディックは、ユニマットとアイクを吸収合併し、同日、商号をCFJ株式会社へと変更し、平成20年11月28日、同社は、被告へと組織変更した（弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、ディック（ただし、平成15年1月1日以降はCFJ株式会社）との間で、昭和63年1月12日から平成20年4月6日までの間、別紙1ディック取引過払金計算書の「年月日」，「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れ及び返済の取引（以下「ディック取引」という。）を継続的に行った（甲1、弁論の全趣旨）。

(3)ア 原告は、ユニマットとの間で、取扱支店を宮崎店として、少なくとも、平成3年4月9日から同年11月11日まで及び平成4年5月7日から平成8年6月12日までの間、別紙2ユニマット取引推定後過払金計算書の「年月日」，「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れ及び返済の取引（以下「ユニマット宮崎店取引」という。）を継続的に

行った（甲2，乙1，弁論の全趣旨）。

イ　原告は、ユニマット（ただし、平成15年1月1日以降はC F J株式会社）との間で、取扱支店を都城店として、平成8年6月13日から平成20年4月11日までの間、別紙2ユニマット取引推定後過払金計算書の「年月日」、「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れ及び返済の取引（以下「ユニマット都城店取引」という。）を継続的に行った（甲3，乙2，弁論の全趣旨）。

ウ　原告とユニマットとの取引のうち、少なくとも平成10年6月ころまでの取引は、極度額の範囲内で繰り返し借入れをすることができる旨の基本契約に基づくものではなく、借入れの都度、個別に借用証書が作成され、その定めに従って元利金の返済がなされるという形態で行われたものであった（甲2，3，乙1，2，弁論の全趣旨）。

(4) 原告は、アイク（ただし、平成15年1月1日以降はC F J株式会社）との間で、平成10年11月24日から平成20年5月13日までの間、別紙3アイク取引過払金計算書の「年月日」、「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れ及び返済の取引（以下「アイク取引」という。）を継続的に行った（甲4，弁論の全趣旨）。

(5)ア　被告は、平成24年1月10日の本件第1回口頭弁論期日において、原告に対し、ユニマット宮崎店取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕著な事実）。

イ　被告は、同年4月13日の本件第3回弁論準備手続期日において、原告に対し、平成13年11月29日以前に発生した過払金返還請求権の消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕著な事実）。

ウ　被告は、同年8月6日の本件第5回弁論準備手続期日において、原告に対し、ユニマット宮崎店取引に関して平成3年12月10日以前に発生した過払金返還請求権の消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕

著な事実)。

エ 被告は、同年9月11日の本件第6回弁論準備手続期日において、原告に対し、ユニマット宮崎店取引に関して平成3年2月12日より前に発生した過払金返還請求権の消滅時効を援用するとの意思表示をした(顕著な事実)。

(6)ア 被告は、平成24年1月30日、ディック取引により発生した過払金の弁済として80万円を、ユニマット都城店取引により発生した過払金の弁済として40万円を、アイク取引により発生した過払金の弁済として20万円を、それぞれ原告名義の預金口座に振り込む方法により支払った(争いがない。)。

イ 被告は、平成24年10月9日、ディック取引により発生した過払金の弁済として234万3136円を、ユニマット都城店取引により発生した過払金の弁済として72万0138円を、アイク取引により発生した過払金の弁済として20万2119円を、それぞれ原告代理人宮田尚典弁護士名義の預金口座に振り込む方法により支払った(争いがない。)。

ウ 被告は、平成24年12月5日、ディック取引により発生した過払金の弁済として209万6758円を、ユニマット都城店取引により発生した過払金の弁済として51万3275円を、アイク取引により発生した過払金の弁済として12万5638円を、それぞれ上記原告代理人名義の預金口座に振り込む方法により支払った(争いがない。)。

2 争点及び当事者の主張

(1) ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引の一連性・一体性 (原告の主張)

ユニマット都城店取引の最初の借入れは、ユニマット宮崎店取引の切換え又は借増しであり、ユニマット都城店取引とユニマット宮崎店取引は全

体として1個の連續した取引である。したがって、ユニマット宮崎店取引により発生した過払金は、ユニマット都城店取引により発生した借入金債務に充当される。

原告は、ユニマットとの取引を開始して以降、ユニマットの店舗に直接行って取引をしたことではなく、全て、電話でのやり取りと銀行振込により取引を行った。よって、取扱支店や会員番号の変更は、原告の承諾を前提としていないユニマット内部の問題に過ぎず、取引の一連性・一体性の有無には無関係の事情である。

また、被告は、両取引の一連性・一体性を立証するために必要な顧客申込カードや再貸受付調書等の書類等につき文書提出命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じないから、民事訴訟法224条により、原告の主張を真実と認めるべきである。

(被告の主張)

以下の事情に照らせば、ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引とを一連一体の取引と見ることはできず、ユニマット宮崎店取引により発生した過払金は、ユニマット都城店取引により発生した借入金債務に充当されない。

ア 両取引は、異なる会員番号で登録・管理されており、取扱支店、支払金額、弁済金の振込先口座等も異なっている上、両取引に基づいてユニマットが作成した業務帳簿も、それぞれ別個に保守・管理されている。よって、両取引が同様の方法と貸付条件で行われていたとは評価し得ない。

イ ユニマットは、貸付けの都度、借用証書を作成していたため、原告は、借入れの都度、借用証書において、取扱支店を確認した上、弁済金の振込先口座を確認していたはずだから、原告自身、両取引が同様の方法と貸付条件で行われていたと認識していたはずがない。

ウ 平成13年初めころまで、ユニマットが顧客との間で締結した契約は、基本契約に基づかない貸付取引であり、1回限りの貸付けとその後の継続的な弁済しか予定しておらず、元利金の完済と同時に当然に契約が失効するものであった。すなわち、ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引を包括する基本契約は存在しない。ユニマットは、平成13年に入って初めて、基本契約に基づく貸付取引の契約形態を導入したものである。

エ 原告がユニマット宮崎店との間で取引を開始した時点では、その後、原告がユニマット都城店との間で取引を開始することは全く想定できなかつたはずであるから、ユニマット宮崎店取引により発生した過払金をユニマット都城店取引により発生した借入金債務に充当するとの合意は存在し得ない。

オ 被告が文書提出命令に係る書類等を保存しておらず、これを提出できないことには合理的理由があるというべきであるから、本件において、民事訴訟法224条の真実擬制が適用されるべきではない。

(2) ユニマット宮崎店取引に係る推定計算

(原告の主張)

ア 平成3年4月9日より前の取引履歴が開示されていないため、推定により計算する必要があるところ、証拠によれば、ユニマット宮崎店取引が開始されたのは昭和63年4月11日と推定され、同日から平成3年4月9日までの期間において、別紙2ユニマット取引推定後過払金計算書の「番号」欄「1」ないし「43」の「年月日」、「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れ及び返済の取引が行われたと推定できる。

イ 平成3年11月12日から平成4年5月6日までの期間の取引履歴が開示されていないため、推定により計算する必要があるところ、証拠によれば、同期間ににおいて、別紙2ユニマット取引推定後過払金計算書の「番

号」欄「55」ないし「60」の「年月日」，「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり，金銭の借入れ及び返済の取引が行われたと推定できる。

(被告の主張)

ア 原告は，ユニマット宮崎店取引が開始されたのは昭和63年4月11日であると主張するが，同日から平成3年4月9日までの期間，間断なく取引が継続していたとは限らない。むしろ，同取引は，平成3年2月12日より前にいったん終了しており，その後，別紙4計算書のとおり，同日に45万円の貸付けが行われて新たに再開したものと推定するのが合理的である。そうすると，同日より前の取引と同日以後の取引は別個の取引を構成することになるから，同日より前に生じた過払金はその後の取引により発生した借入金債務に充当されないと解すべきである。

イ 平成3年11月12日から平成4年5月6日までの期間における取引は，別紙5計算書のとおり推定すべきである。そうすると，平成3年12月10日に，約定利率に基づく元利金が完済されて取引が終了していたことになり，同日までの取引とその後の取引は別個の取引を構成することになるから，同日までに生じた過払金はその後の取引により発生した借入金債務に充当されないと解るべきである。

(3) 悪意の受益者

(原告の主張)

被告の前身会社は，利息制限法所定の制限利率を超過する利息を收受することにつき悪意であるから，原告は，民法704条に基づき，各過払金発生時から支払済みまで，過払金元本に対する民法所定の年5分の割合による利息を收受できる。

(被告の主張)

否認又は争う。

(4) 黙示の充当合意の生じる時期

(被告の主張)

被告の前身会社の合理的意思に従えば、過払金が発生した直後の貸付時に即時に充当がなされるとの合意が原告との間で存在したものと推認することはできず、充当の合意は、双方が取引を清算しようと考えた時点、すなわち、本件訴えが提起された平成23年11月29日の時点において初めて成立したと解するのが相当である。

(原告の主張)

否認又は争う。

(5) 消滅時効

(被告の主張)

ア 過払金を新たな貸付金に充当するとの合意は、仮に存在したとしても、個々の過払金が発生した直後の貸付けの時点ではなく、双方が取引を清算しようと考えた時点において初めて成立するものと解される。したがって、過払金返還請求権の消滅時効は、個々の過払金が発生した時点から進行すると解されるから、本件訴えの提起の10年前である平成13年11月29日以前に発生した過払金返還請求権については、既に消滅時効が完成しており、被告のこれを援用するとの意思表示により消滅した。

イ ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引は、一連一体のものと見ることはできない別個の取引であるから、ユニマット宮崎店取引により発生した過払金返還請求権については、最終取引日である平成8年6月12日から10年の経過により消滅時効が完成しており、被告のこれを援用するとの意思表示により消滅した。

ウ 被告の推定計算によれば、ユニマット宮崎店取引は、平成3年12月10日に、いったん約定利率に基づく元利金が完済されて取引が終了したことになるから、同取引に関して同日以前に発生した過払金返還請求権

については、既に消滅時効が完成しており、被告のこれを援用するとの意思表示により消滅した。

エ 被告の推定計算によれば、ユニマット宮崎店取引は、平成3年2月12日より前に、いったん約定利率に基づく元利金が完済されて取引が終了していたことになるから、同取引に関して同日より前に発生した過払金返還請求権については、既に消滅時効が完成しており、被告のこれを援用するとの意思表示により消滅した。

(原告の主張)

否認又は争う。

(6) 弁済の充当の指定

(被告の主張)

上記前提となる事実(6)のとおり、被告は、原告に対し、ディック取引により発生した過払金の弁済として合計523万9894円を、ユニマット都城店取引により発生した過払金の弁済として合計163万3413円を、アイク取引により発生した過払金の弁済として合計52万7757円をそれぞれ支払っており、被告はこれらについて過払金元本への充当を指定する。

(原告の主張)

原告が被告から被告主張の金額を受領したことは認めるが、その充当の順序は争う。

(7) 権利濫用の主張

(被告の主張)

原告の本件請求は、長期間の取引において被告が得た利息収入を全て喪失させるものであり、ひいては、監督官庁から登録を許可されてきた金融業者に対して予見可能性の範囲を超えた損害を与えて破綻に追い込むものであるから、権利の濫用として許されない。具体的には、約定利率に従って利息計算した場合に貸主が得ることが予定されていた利息収入額につき、20%を

超えて取得できなくさせるような過払金返還請求は、権利の濫用として許されないと解すべきであり、この計算によると、本件では、原告は過払金のうち27万5293円を超える部分については請求することが許されないところ、被告はこれを超える額を既に支払っているから、原告の本件請求は全部棄却されるべきである。

(原告の主張)

否認又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引の一連性・一体性（争点(1)）

(1) 同一の貸主と借主の間で基本契約に基づかない金銭消費貸借取引が行われている場合において、その取引が従前の貸付けの切替え又は貸増しとして長年にわたり同様の方法で反復継続して行われているなど、当該取引が1個の連續した貸付取引であると解すべき事情がある場合には、当該取引の各貸付けに係る金銭消費貸借契約は、各貸付けに基づく借入金債務について制限超過部分を元本に充当し過払金が発生した場合には、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である（最高裁平成19年7月19日第一小法廷判決・民集61巻5号2175頁参照）。

(2) 本件では、上記前提となる事実(3)及び弁論の全趣旨によれば、平成10年6月ころまでの原告とユニマットとの間の取引は、基本契約に基づかない取引であり、ユニマット宮崎店取引及びユニマット都城店取引を通じて、貸付額及び毎月の返済金額には時期による違いがあるものの、いずれも1回の貸付けに係る借入金債務の分割払という貸付け及び返済の形態であり、いずれの貸付けについても、その約定の完済日より前の時点で、当該貸付けに係る残債務が一括返済され、その当日又は翌日に、新たな貸付けがなされる、という形態で取引が行われていたことが認められる。

特に、ユニマット都城店取引の最初の借入れがなされた日である平成8年6月13日を跨ぐ、平成7年から平成9年にかけての取引の内容を子細に検討すると、①ユニマットから原告に対して50万円の貸付けがなされ、②当該貸付けに係る借入金債務の分割払として、一か月あたり2万5000円又は2万6000円の返済が3回又は4回行われた後、③当該貸付けに係る残債務が一括返済され、④その翌日に、新たに50万円の貸付けがなされる、という取引が繰り返されており、上記平成8年6月13日の前後で（すなわち、ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引とで）、返済金の振込先口座の点を除いて、このような取引の形態に違いは見られない。同月12日も、ユニマット宮崎店との取引として、直前の貸付けに係る残債務45万2236円が一括返済された後、その翌日である同月13日に、ユニマット都城店との取引として、新たに50万円の貸付けがなされているが、その前後と比較して、貸付けや返済の形態に違いは認められず、約定利率や約定返済日などの契約条件に関して特段の変更があったと認めるべき証拠もない。

加えて、証拠（甲42）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、ユニマット宮崎店に電話をしてユニマットとの取引を開始し、それ以降、ユニマットの店舗に直接赴くことなく、全ての取引は、電話でのやり取りと銀行振込により行われ、取扱支店が宮崎店から都城店に変更された際も、返済金の振込先是ユニマット宮崎店の銀行口座からユニマット都城店の銀行口座に変更されたものの、原告が同宮崎店又は同都城店に直接赴いて何らかの手続をするようなことはなかったことが認められる。

(3) 以上の事情によれば、平成10年6月ころまでの原告とユニマットとの間の取引は、従前の貸付けの切替え又は貸増しとして同様の方法で反復継続して行われたものであり、原告とユニマット都城店との最初の取引である平成8年6月13日の50万円の貸付けも、従前のユニマット宮崎店との取引に係る貸付けの切替え又は貸増しとして行われたと評価するのが相当であって、

ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引とは1個の連続した貸付取引であると解すべきであるから、ユニマット宮崎店取引の各貸付けに係る金銭消費貸借契約は、同取引に関して過払金が発生した場合には、当該過払金をユニマット都城店取引に関して発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

なお、被告は、ユニマット宮崎店取引とユニマット都城店取引は、会員番号、取扱支店、返済金の振込先口座等が異なっている上、業務帳簿も別個に保守・管理されていることなどを指摘して、両取引の一連性・一体性を否定するが、被告の主張を踏まえても、既に検討した事情に鑑みれば、ユニマット都城店取引の最初の貸付けが、ユニマット宮崎店取引に係る貸付けの切替え又は貸増しとして行われたことを否定することはできないというべきであり、結局、ユニマット宮崎店取引に関して発生した過払金をユニマット都城店取引に関して発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意の存在に関する上記判断は左右されない。

2 ユニマット宮崎店取引に係る推定計算（争点(2)）

(1) 平成3年4月9日より前の取引に係る推定計算

ア 証拠（甲2、10ないし14）及び弁論の全趣旨によれば、ユニマット宮崎店と顧客との取引は、店舗番号9769と時系列で付されている5桁の顧客識別番号とから成る会員番号で特定されているところ、昭和63年4月前後における、各取引の開始日と会員番号の対応関係は以下のとおりと認められる。

取引開始日	会員番号
昭和63年2月4日	9769-10126
昭和63年2月12日	9769-10203
昭和63年4月14日	9769-10646
昭和63年4月20日	9769-10678

昭和63年5月2日

9769-10730

この対応関係から推定されるこの時期の1日あたりの取引数などに照らせば、原告とユニマット宮崎店との取引（会員番号9769-10627）が昭和63年4月11日に開始されたとの原告の主張は合理性を有するといえる。

イ また、上記前提となる事実(3)及び証拠（甲11の1及び2、21の1ないし11、23、24、25の1ないし4）により認められる、取引履歴が開示されている期間の貸付け及び返済の形態、昭和63年ころからのユニマットと顧客との取引における約定利率の推移などに照らせば、取引開始日である昭和63年4月11日から平成3年4月9日までの期間におけるユニマット宮崎店取引に関する原告の推定計算は合理性を有するといえる。

被告の主張する推定計算は、結局のところ、平成3年2月12日に、それ以前の貸付けの切替え又は貸増しとしてではなく、新たな貸付けがなされたことをいうものであるが、上記争点(1)についての検討で示したとおり、平成10年6月ころまでの原告とユニマットとの間の取引は、従前の貸付けの切替え又は貸増しとして同様の方法で反復継続して行われたと評価するのが相当であるから、被告の推定計算に合理性を認めることはできず、採用できない。

- (2) 平成3年11月12日から平成4年5月6日までの取引に係る推定計算
上記(1)イで示したとおり認められる、取引履歴が開示されている期間の貸付け及び返済の形態、昭和63年ころからのユニマットと顧客との取引における約定利率の推移（とりわけ、ユニマットと顧客との取引における約定利率は、平成3年11月当時は年38.69%であったが、平成4年1月当時は年36.5%となり、同年7月当時も年36.5%であったこと）などに照らせば、平成3年11月12日から平成4年5月6日までの期間における

ユニマット宮崎店取引に関する原告の推定計算は合理性を有するといえる。

被告の主張する推定計算は、結局のところ、平成3年12月10日に、いったん従前の借入金債務が完済され、平成4年1月9日に、それ以前の貸付けの切替え又は貸増しとしてではなく、新たな貸付けがなされたことをいうものであるが、取引履歴が開示されている期間においては従前の借入金債務が完済された当日又は翌日に新たな貸付けがなされていることに照らして不自然な推定であるし、上記争点(1)についての検討で示したとおり、平成10年6月ころまでの原告とユニマットとの間の取引は、従前の貸付けの切替え又は貸増しとして同様の方法で反復継続して行われたと評価するのが相当であるから、被告の推定計算に合理性を認めることはできず、採用できない。

3 悪意の受益者（争点(3)）

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

本件についてみると、被告の前身会社は、貸金業者として利息制限法所定の制限利率を超える利息を債務の弁済として受領しているところ、貸金業法43条1項の要件の主張立証はなく、上記特段の事情についても何ら具体的な主張立証はないから、民法704条の「悪意の受益者」であると認めるのが相当である。

4 默示の充当合意の生じる時期（争点(4)）

被告は、過払金充当合意は、個々の過払金が発生した直後の貸付けの時点で

はなく、双方が取引を清算しようと考えた時点において初めて成立するものと解するべきと主張する。

しかし、貸主と借主の間での取引が1個の連続した貸付取引であると解すべき事情がある場合には、過払金充当合意は、当該取引の各貸付けに係る金銭消費貸借契約に含まれると解するのが相当であって、双方が取引を清算しようと考えた時点において初めて成立するなどとは到底解されることは、上記最高裁平成19年7月19日第一小法廷判決の趣旨に照らして明らかである。被告の主張は独自の見解であって採用できない。

5 消滅時効（争点(5)）

被告の消滅時効に関する主張は、いずれも上記争点(1)ないし(4)についての被告の主張が認められることが前提となるところ、既に示したとおり、これらの争点についての被告の主張はいずれも認められないから、被告の消滅時効に関する主張はその前提を欠き、採用できない。

6 弁済の充当の指定（争点(6)）

民法491条1項所定の充当順序は、当事者の合意がある場合は変更可能であるが、一方当事者による充当の指定によっては変更することができないものであるから、被告の充当の指定は無効である。したがって、被告のした弁済は、民法491条1項所定の充当順序にしたがって充当される。

7 権利濫用の主張（争点(7)）

本件全証拠によっても、原告の本件請求を権利の濫用と解すべき事情は認められない。被告は、原告は過払金のうち一定金額を超える部分については請求することが許されないと主張するが、独自の見解であり採用できない。

8 まとめ

以上の判断を前提とすると、平成24年12月25日の時点において、ディック取引に係る過払金（残元本）の額は6万9245円（別紙1ディック取引過払金計算書の「番号」欄「365」の「残元金」欄記載のとおり），同日に

における未充当の利息は189円（同「利息累計」欄記載のとおり），ユニマット宮崎店取引及びユニマット都城店取引に係る過払金（残元本）の額は319万2165円（別紙2ユニマット取引推定後過払金計算書の「番号」欄「359」の「残元金」欄記載のとおり），同日における未充当の利息は8721円（同「利息累計」欄記載のとおり），アイク取引に係る過払金（残元本）の額は300円（別紙3アイク取引過払金計算書の「番号」欄「219」の「残元金」欄記載のとおり）となる。

第4 結論

以上によれば，原告の請求は全部理由があるから認容することとし，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を，仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所都城支部

裁 判 官 富 田 環 志

これは正本である。

平成25年7月10日

宮崎地方裁判所都城支部

裁判所書記官 外山高紀

